

向島ニュータウンにおける地域交流施設「むかちゅうひろば」を活用した 住民主体のまちづくりの伴走支援業務 委託仕様書

1 業務の目的

向島ニュータウンは、少子高齢化、人口減少、社会インフラの老朽化といった、全国の住宅団地と同様の課題を抱えているほか、公営住宅の比率が高く、外国籍住民も多く居住するなど、特色もある住宅団地である。

本市では、上記事情を背景として、平成29年3月には「向島ニュータウンまちづくりビジョン（以下「ビジョン」という。）」をとりまとめ、これまで住民主体のまちづくり活動を支援してきた。

こうした中、本市が売却した向島中学校跡地に、民間事業者が建設した新たな地域交流施設「むかちゅうひろば（以下「ひろば」という。）」が令和6年12月に完成した。

このひろばを活用した住民主体のまちづくり活動は、本市によるこれまでのまちづくり専門家の派遣等の伴走支援により、機運が高まっている。

本事業は、ひろばが持続可能に運営され、誰もが気軽に立ち寄れる場所となり、住民主体のまちづくりが更に発展していくことを目的に、まちづくり専門家の派遣による伴走支援を行うものである。

2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

ひろばが持続可能に運営され、地域住民の活用が進むよう、次の業務を行う。
なお、ひろばの運営を担う、向島ニュータウンの住民等で構成する法人組織（以下「運営組織」という。）が令和8年4月に設立予定であるため、業務の遂行に当たっては、運営組織と密に連携すること。

(1) 住民主体のまちづくりの伴走支援

- ・向島地域における住民主体のまちづくりが更に発展していくよう、定期的に運営組織との検討会議を開催し、伴走支援を行うこと。
- ・住民がまちづくりのノウハウを身に付けるための先進事例を共有する勉強会等を1回以上実施すること。

(2) ひろばの運営支援

- ・運営組織によるひろばの持続可能な運営を実現するため、会計書類の作成や利用ルールの整備等について、助言を行うこと。
- ・ひろばの利用料金による収入以外の資金の確保策について、運営組織に助言を行うこと。

- ・本業務の終了後においても、運営組織が自主的に管理・運営を継続できるよう、自走化に向けた助言となるよう留意すること。

(3) ひろばを活用した社会実験の実装化の支援

- ・ひろばを活用した地域住民による社会実験の企画、運営について、持続的な活用方法の具体的な検討や、主体的に運営に関わる若手人材の発掘に向け、社会実験後の実装を意識した助言を行うこと。
- ・社会実験の実施に必要な備品（高額な備品を除く）や消耗品等の購入費用については、本業務の委託料に含むものとする。

(4) 広報活動の支援

- ・ひろばを核としたまちづくりの取組について、運営組織が行う広報活動の実践を支援すること。なお、広報活動が地域の方に親しまれ、住民の更なる協働が進むよう、多世代に届く手法を取り入れるよう助言すること。

(5) 関係機関との連携

- ・業務の遂行に当たっては、ビジョンと関係の深い機関等とも協議・連携すること。

4 実施体制

- (1) 本市が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受託者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知し、本市の承諾を得ること。

5 成果物

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 本業務で取得、利用又は作成した資料 1部
- (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ 一式

電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行う。

6 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を本市に通知すること。
- (2) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

7 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払
前払金は支払わない。
- (2) 部分払
部分払は行わない。
- (3) 完了払
業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

8 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後 14 日以内
 - ア 業務実施計画書
 - イ 業務工程表
- (2) 業務完了後
 - ア 完了通知書
 - イ 請求書

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が決定するものとする。
- (2) 取組主体の都合等により、業務の履行が困難になる等、業務内容に変更が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、業務内容の変更や、これに伴う契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。